

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

生活保護とは、いろいろな事情で生活に困っている

せたい　さいていげん　ど　せいかつ　ほ　しょう　いちにち
世帯の最低限度の生活を保障するとともに、一日も

はや じぶん ちから せいかつ てだす
早く、自分の力で生活していけるように手助けをする

せいど きがる たず
制度です。お気軽にお尋ねください。

かいなんしふくしじむしょ しゃかいふくしか しゃかいふくしはん
海南省福祉事務所 **(社会福祉課 社会福祉班)**

〒642-8501 かいなんしみなみあかさか ばんち
 海南市南赤坂11番地

ちよくつう
☎ 073-483-8432 (直通)

生活保護とは

■「健康で文化的な最低限度の生活」を保障します

わたし たちは誰でも、病気や怪我で働けなくなったり、高齢や障害のため、収入が少なくなったりと、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

生活保護は、そんなときでも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法や生活保護法で定められた国の制度です。

生活保護は、資産や能力などを活用しても、どうしても生活に困る人に対して困窮の程度に応じて必要な保護を行い、将来的に自立できるようサポート(支援)することを目的としており、支援を必要とする人があたりまえに生活するための「最後のセーフティネット(安全網)」です。



ためらわずにご相談ください。

生活保護を利用(受給)するには

■ 本人の意思による申請が必要

生活保護を利用(受給)するには、本人の意思で申請することが必要です。

お金がない、病気などで働けない、失業などで収入がないなど、生活に困ったときは、手遅れにならないうちに相談してください。

■ 生活保護利用(受給)の流れ

1. 相談

生活保護に関する相談は、海南市福祉事務所(社会福祉課)の担当(ケースワーカー)がお聞きします。どのような状況で生活にお困りになっているかをお聞きし、生活の課題解決のため、解決策と一緒に考えていきます。

また、他の社会保障制度を活用することで生活保護を利用(受給)せずに生活できる場合は、生活保護以外の解決策を優先して勧められることもあります。もちろん申請意思があれば申請できます。



2.申請^{しんせい}

「生活保護申請書^{せいかつ ほ ご しんせいしょ}」に利用^{りよう}（受給^{じゅきゅう}）しようとする人の住所^{ひと じゅうしょ}、氏名^{しめい}、家族^{かぞく}状況^{じょうきょう}、申請理由^{しんせいりゆう}などを記入^{きにゅう}し、生活保護相談窓口^{せいかつほごそうだんまどぐち}に提出^{ていしゅつ}します。

申請^{しんせい}は、生活保護^{せいかつ ほ}を必要^{ひつよう}としている方、その扶養義務者^{ふようぎむしゃ}又はその他の同居^{た どうきよ}の親族^{しんぞく}が行^{おこな}うことができ、原則^{げんそく}、世帯単位^{せたいたんい}で決定^{けつてい}されます。

申請時^{しんせいじ}、調査^{ちようさ}や審査^{しんさ}に必要な書類^{ひつよう}や資料^{しりょう}の提出^{ていしゅつ}をお願いすることがあります。また、申請書類^{しんせいしりょう}には印鑑^{いんかん}が必要^{ひつよう}ですので、忘れ^{わす}ずにお持ちください。

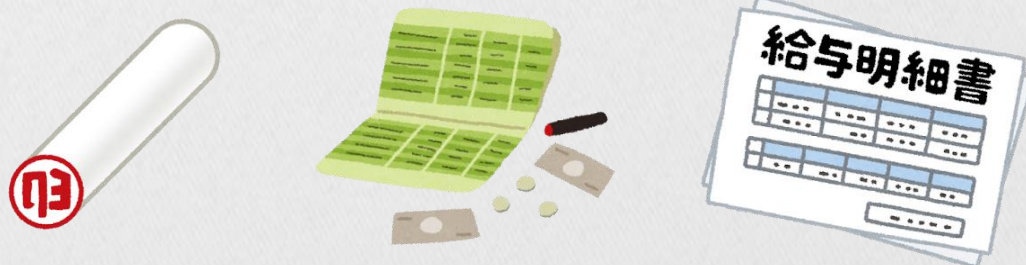
《申請時に持参いただくもの》^{しんせい じ じ さん}

① 収入申告^{しゅうにゅうしんこく}に関するもの・・・世帯全員^{せたいぜんいん}分の収入^{しゅうにゅう}状況^{じょうきょう}がわかるもの
(給与明細^{きゅうよめいさい}や年金振込通知書^{ねんきんふりにみつうちしょ}など)

② 資産申告^{しさんしんこく}に関するもの・・・預貯金^{よちよきん}、現金^{げんきん}、土地^{とち}・建物^{たてもの}、生命保険^{せいめいほけん}などの資産^{しさん}状況^{じょうきょう}がわかるもの（通帳^{つうちょう}や契約書^{けいやくしょ}など）

③ 本人確認書類^{ほんにんかくにんしりょう}・・・マイナンバーカード^{けんこうほけんしりょう}、健康保険証^{うんてんめんきょしりょう}や運転免許証^{うんてんめんきょしりょう}など

※すべて揃^{そろ}えられなくても申請^{しんせい}はできます。



3. 調査・審査

必要な調査を行い審査します。判断する要件などには次のようなものがあります。

① 資産の活用

活用できる資産があれば、売却するなどの方法で生活費に充てる必要があります。資産の例としては、預貯金、有価証券、高価な動産（宝石や貴金属など）、土地不動産、生命保険、自動車などがあります。ただし、預貯金が少額だったり、それを手放すことで生活が成り立たなくなったりする資産（たとえば居住用の土地・建物）については例外が認められます。

② 能力の活用

世帯の中に働くことが可能な人がいる場合は、その能力に応じて働いて収入を得る必要があります。ただし、病気や障害があっても働けない、求職活動をしなくても仕事が見つからない、又は働いているが低賃金で収入が少ない場合は、利用（受給）の妨げにはなりません。

③他の制度の活用

かくしゆねんきん しよてあて しゃかいほしようせいど きゆうふ う
各種年金や諸手当といった社会保障制度などで、給付を受けることができる
ばあい
場合は、まず、それらを優先して生活費や医療費に充てる必要があります。

せいかつ ほ ごいがい きゆうふ れい こようほけん けんこうほけん ろうれい しょうがい い
生活保護以外の給付の例としては、雇用保険、健康保険、老齢・障害・遺
ぞくねんきん じどうふようてあて
族年金、児童扶養手当などがあります。

④扶養義務者の扶養

はいぐうしゃ りようしん こ まご そ ふ ぼ きょうだいしまい ふよう きたい しんぞく
配偶者、両親、子、孫、祖父母、兄弟姉妹といった扶養が期待できる親族
からのえんじよ もと 援助を求めることが必要です。ただし、しんぞく ふようぎむ
親族の扶養義務は、「その親族
かのう はんい えんじよ おこな
の可能な範囲での援助を行うことができるか」を問うもので、えんじよかのう しん
援助可能な親
ぞく
族がいるだけで生活保護を利用（受給）できないものではありません。

ぎゃくたい ひがい しんぞく いばしよ し
※DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった

とくべつ じじょう ばあい いっていきかん ねんていど おんしんぶつう こうりゅう
特別な事情がある場合や、一定期間（10年程度）音信不通で交流が

だんぜつ ばあい しょうかい みあ じぜん そう
断絶している場合など、照会を見合わせることもありますので、事前にご相

だん
談ください。

4. 結果通知

生活状況や資産状況などの調査を行い、原則として申請した日から14日以内に生活保護を利用（受給）できるかどうか通知されます。

（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）。

申請が却下されるなど結果に納得いかない場合は、通知を受取った日の翌日から起算して3カ月以内に県知事に不服の申立てとして審査請求することができます。

5. 利用（受給）開始

生活保護を利用（受給）できることが決定したら、保護費の支給が始まります。保護費は月単位で支給（ただし、開始月は開始日以降の日割り計算）されます。毎月の受取りは原則として金融機関口座への振込みですが、特別な事情がある場合は福祉事務所窓口で受取ることもできます。

また、利用（受給）開始時には、生活保護上の権利や義務などについての説明を行います。



おも せいかつ ほ ご しゅるい ないよう 主な生活保護の種類と内容

せいかつ ほ ご りよう じゅきゅう ひと せたい せいかつじょう ひつよう ひよう おう
生活保護を利用(受給)する人(世帯)は、生活上の必要な費用に応じて
つぎ ふじょ しきゅう
次のような扶助が支給されます。

■ ほ ご しゅるい 保護の種類

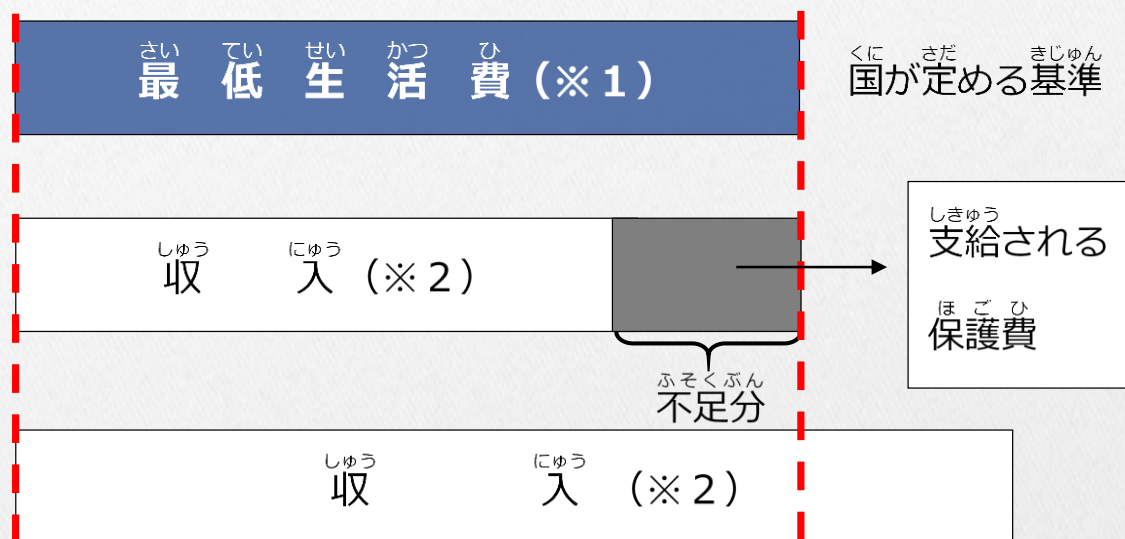
つぎ しゅるい ふじょ ひつよう おう きじゅん はんいなし ききゅう
次の8種類の扶助があり、必要に応じ、基準の範囲内で支給されます。

- ① せいかつふじょ . . . しょくひ ひふくひ こうねつすいひ
生活扶助 . . . 食費、被服費、光熱水費など
- ② じゅうたくふじょ . . . やちん ちだい じゅうたくい じ ひ
住宅扶助 . . . 家賃、地代、住宅維持費など
- ③ きょういくふじょ . . . がっこうきゅうしょくひ がくようひんひ きょうざいひ がくしゅうし えん ひ
教育扶助 . . . 学校給食費、学用品費、教材費、学習支援費など
- ④ いりようふじょ . . . いりようひ ちりょうざいりようひ つういん かか こうつうひ
医療扶助 . . . 医療費、治療材料費、通院に係る交通費など
- ⑤ かいごふじょ . . . かいご ひ ふくしやうぐこうにゅうひ じゅうたつかいしゅうひ
介護扶助 . . . 介護サービス費、福祉用具購入費、住宅改修費など
- ⑥ しゅっさんふじょ . . . しゅっさん ひ
出産扶助 . . . 出産費
- ⑦ せいぎやうふじょ . . . ぎのうしゅうとくひ こうとうがっこうとうしゅうがくひ しゅうしょくしたくひ
生業扶助 . . . 技能習得費、高等学校等就学費、就職支度費など
- ⑧ そうさいふじょ . . . か そうひ しほうしんだんしりよう
葬祭扶助 . . . 火葬費、死亡診断書料など

支給される保護費

支給される保護費は、「その世帯に応じた最低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較し、決定されます。

世帯のすべての収入が最低生活費に満たない場合は、不足する金額が保護費として支給されます。



最低生活費を上回る収入がある場合、生活保護を利用(受給)できません。

最低生活費 (※1)

世帯構成、世帯員の年齢等により国で決められた一定の基準に基づいて算定した額です。

収入 (※2)

その世帯に入ってくるすべての収入(働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入等)をいいます。

ただし、働いて得た収入に対しては、一定額の控除があります。

保護を受けたときの権利は

- ① 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② 保護費や保護により支給されたものに対して、税金をかけられることや差し押さえられることはありません。
- ③ 決められた保護の内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。

保護を受けているときの義務は

◆ 収入・資産の面で変化があれば報告しなければなりません。

- ① 給与をもらったとき（高校生などのアルバイト収入も対象になります。）
- ② 新たに収入があったとき。
- ③ 年金・手当・仕送りなど定期的な収入の額が変わったとき。
- ④ 資産を売ったとき、または資産をもらったとき。
- ⑤ その他、臨時的な収入があったとき。

※ 収入や資産に変化がなくても年1回は収入申告書及び資産申告書を提出してください。

◆暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。

- ① 家族に変わったことがあったとき（出生、死亡、転出、転入、入院・退院、入学、卒業、退学、交通事故など。）
- ② 仕事を始めたり、やめたり、または変わったりするとき。
- ③ 転居するとき、または家賃・地代が変わるとき。

◆生活保護を受けなくても生活できるように、自立のための努力をしなければなりません。

- ① 働くことができる人は能力に応じて働く必要があります。
- ② お金は計画的に使い、生活の維持・向上に努力する必要があります。
（借金や家賃の滞納などはしない）
- ③ 親・子・兄弟姉妹などの親族から援助を受けることができる場合は、
できるだけ援助をしてもらう必要があります。
- ④ 年金や手当など、他の制度によって援助を受けられるときは、必ず
手続をして活用を図る必要があります。
- ⑤ 健康の保持・増進に努め、病気やけがなど、治療が必要な人は医師の
指示に従って治療する必要があります。

◆資産の保有には限度があります。

- ① 自動車の保有は原則として認められないため、自動車を保有している場合は福祉事務所より処分の指導を行います。また、他人名義の車の使用も認められません。

ただし、早期に就労などによる自立が見込まれる場合は自動車の処分の指導を保留する場合があります。

なお、障害のある方で要件を満たす場合など例外的に保有が認められる場合があります。

- ② 生命保険加入は原則として認められません。

ただし、解約返戻金や保険料が少額などの場合は加入の継続が認められる場合がありますのでご相談ください。

- ③ 生活用品で、一般世帯との均衡上、日常生活にふさわしくないもの（貴金属など）の保有は認められません。

- ④ 活用すべき資産（居住用以外の不動産・有価証券など）を持ちながら保護を受けている場合は、早急に売却するように努力してください。

◆福祉事務所の指導・指示に従ってください。

- ① あなたの生活の状況を把握するため、担当員(ケースワーカー)が家庭を訪問し、調査を行い、必要に応じて指導、指示を行うことがあります。

- ② 指導・指示に従わなかったときは、保護を停止または廃止することがありますので注意してください。

- ③ 収入の申告や、その他の届けを怠ったり、うその申告をして不正に保護を受けたときは、それまでに受けた保護費（介護サービス費・医療費も含む）を返してもらうことになります。その場合、懲役・罰金等の刑に処せられることもあります。

こんなときは保護が停止・廃止されます

■生活保護を必要としなくなった場合

- ・世帯の収入が増えるか、あなたの世帯の最低生活費の基準額が減ることに
より、基準額を上回った場合
- ・保護費を受給している人が親族などに引き取られた場合

■その他の注意すべき場合

- ・正当な理由なく、福祉事務所の訪問調査を拒んだ場合
- ・正当な理由なく、福祉事務所の検診命令を拒んだ場合（福祉事務所は生活保護を利用（受給）している人の健康状態などを確認するために、医療機関での検診命令を指示することがあります。）
- ・正当な理由なく、福祉事務所の保護の目的達成に必要な指示や指導に従わない場合

生活保護を利用(受給)しなくなったときは

- ・勤め先などの健康保険証がない人は、保護の停止・廃止日以後すみやかに国民健康保険、または後期高齢者医療制度への加入手続をしてください。
- ・生活保護を利用（受給）しなくなっても、国民年金保険料の減免が必要
な人は、保護の停止、廃止日以後すみやかに年金担当窓口で手続きをしてください。

お医者さんにかかりたいときは

- ① 初めてお医者さんにかかるときは、あらかじめ担当ケースワーカーに届けをしてください。医療要否意見書を発行します。
- ② 原則お住まいのところから近いところにある医療機関を受診するようにしてください。
- ③ 緊急の場合は、電話で担当ケースワーカーに連絡し許可を受けてから受診してください。医療要否意見書は直接医療機関に送付します。

なお、休日や夜間、急病などでやむを得ず連絡ができなかったときは、後で必ず担当ケースワーカーに連絡してください。

- ④ はり・きゅう、あん摩・マッサージ、接骨院で治療を受けるときは事前に担当ケースワーカーに相談してください。
- ⑤ 病気が治り、治療する必要がなくなったときは、そのことを担当ケースワーカーに連絡してください。
- ⑥ 同じ病気で2つ以上の病院を受診しないでください。
- ⑦ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について、医師が後発医薬品を使用できると認めたものについては原則使用してください。

ただし、アレルギー反応が出るなど服用に支障がある場合は医師に相談してください。



⑧ 通院にかかる交通費の給付は事前の相談・申請、さらに、事後に交通費の領収書や医療機関からの通院証明書などの提出が必要です。

⑨ 社会保険証をお持ちの場合、必ず医療機関の窓口で提示してください。

※社会保険証などを取得したり、喪失した場合には、届けをしてください。

※保護を受けるようになれば、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証は使えなくなりますので、保護開始時に返す手続きをしてください。

保護受給中の減免について

・NHKの受信料・国民年金保険料などは、申請により免除されますので、担当ケースワーカーに相談してください。

生活保護以外の制度に対する問い合わせ先

■生活困窮者自立支援制度

「仕事が見つからない」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、生活に困窮されている方を対象に、専門の支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。自立に向けた支援を行う制度です。

問い合わせ先 海南市社会福祉協議会（ ☎ 073-494-4005 ）

■就労に関すること

職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っています。

問い合わせ先

ハローワークかいなん

（ ☎ 073-483-8609 ）

ワークサロンかいなん

（ ☎ 073-488-1371 ）



■債務整理に関すること

借金などのさまざまな法的トラブルの相談窓口です。

問い合わせ先 法テラス和歌山（ ☎ 0570-078340 ）

せいかつ ほ ご かん しつもん 生活保護に関する質問

Q ^{せいかつ ほ ご} ^{しんせい} 生活保護はどこに申請すればいいの？

A ^{げんざいせいかつ} ^{ちいき ふくしじむしょ} 現在生活している地域の福祉事務所です。

^{さだ} ^{げんじゅうしょ} ^{じゅうみんひょう} ^{ばあい}
定まった現住所がなく、住民票もない場合でも、
^{じゅうみんひょう} ^{じちたい} ^{ちが} ^{せいかつ}
また住民票がある自治体と違うところで生活していた
^{げんざいせいかつ} ^{しちょうそん} ^{ふくしじむしょ} ^{せいかつ}
としても、現在生活している市町村の福祉事務所で生活
^{ほ ご} ^{しんせい}
保護を申請することになります。



Q ^{せたい} ^{ひとり} ^{せいかつ ほ ご} ^{りよう} ^{じゅきゅう} 世帯のうち一人だけ生活保護を利用（受給）することはできる？

A ^{げんそく} 原則できません。

^{せいかつ ほ ご} ^{せたいたんい} ^{りよう} ^{じゅきゅう} ^{げんそく} ^{せたい} ^{せたいいん}
生活保護は「世帯単位」で利用（受給）することが原則です。世帯とは、世帯員
^{いっしょ} ^{きょじゅう} ^{せいけい} ^{とも} ^{じょうたい}
が「一緒に居住して、生計を共にしている」状態のことをいいます。よって、
^{けつえんかんけい} ^{こんいんかんけい} ^{せたい} ^{じったい} ^{せいかつ ほ ご} ^{りよう}
血縁関係や婚姻関係になくても、世帯としての実態があれば、生活保護を利用
^{じゅきゅう}
（受給）できます。

Q 外国籍^{がいこくせき}の人^{ひと}でも生活保護^{せいかつ ほ ご}を利用^{りよう}（受給^{じゅきゅう}）できる？

A 定住性^{ていじゅうせい}があれば利用^{りよう}（受給^{じゅきゅう}）できます。

外国籍^{がいこくせき}の人^{ひと}で、有効な在留カード^{ゆうこう ざいりゅう}または特別永住者証明書^{とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ}など、

定住性^{ていじゅうせい}のある証明^{しょうめい}があれば、生活保護^{せいかつ ほ ご}が準用^{じゅんよう}されます。住民登録^{じゅうみんとろく}されて

いる市町村^{しちょうそん ふくしじむしょ}の福祉事務所^{そうだん}へ相談^{そうだん}してください。

Q 親族^{しんぞく}に知られたくない場合^{ばあい}は？

A 特別な事情^{とくべつ じじょう}があるときは相談^{そうだん}してください。

生活保護^{せいかつ ほ ご}を申請^{しんせい}すると、福祉事務所^{ふくしじむしょ}は扶養義務^{ふようぎむ}のある親族^{しんぞく}に対して、申請^{しんせい}し

た人^{ひと}を援助^{えんじょ}できるかどうか確認^{かくにん}する扶養照会^{ふようしょうかい}をします。ただし、DV^{ぎゃくたい}や虐待^{ぎゃくたい}

などの被害^{ひがい}があり、親族^{しんぞく}に居場所^{いばしょ}を知られたくないといった特別な事情^{とくべつ じじょう}がある

場合^{ばあい}や、一定期間^{いつていきかん}（10年程度）音信不通^{ねんていど}で交流^{おんしんふつう}が断絶^{こうりゅう}している場合^{だんぜつ}など、

照会^{しょうかい}を見合わせる^{みあ}こともありますので、事前^{じぜん}にご相談^{そうだん}ください。



Q ^{もちいえ}持家があっても^{せいかつ ほ ご りよう}生活保護を利用（^{じゅきゅう}受給）できる？

A ^{げんそく}原則、^{じゅうきょ}住居であれば^{りよう}利用（^{じゅきゅう}受給）できます。

^{しさん か ち おお}資産価値の大きい^{じゅうきょ}住居などの場合は^{ばあい}売却をはじめる^{しさんかつよう}資産活用を勧められま
すが、そこに^す住んでいれば、^{もちいえ}持家であっても^{せいかつ ほ ご りよう}生活保護を利用（^{じゅきゅう}受給）すること
ができます。また、^{こうれいしゃせたい}高齢者世帯の場合は、「^{よう ほ ご}要保護世帯向け^{ふ どうさんたん ぽがたせいかつ}不動産担保型生活
^{し きん}資金」の貸付を受けられることがあります。

Q ^{じどうしゃ にりんしゃ}自動車や二輪車があっても^{せいかつ ほ ご りよう}生活保護を利用（^{じゅきゅう}受給）できる？

A ^{げんそく}原則できません。

^{じどうしゃ}自動車は、^{しやうしやう}所有や^{しやう}使用が出来ないため、^{じどうしゃ}自動車を保有している場合は、^{せいかつ ほ ご}生活保護
を利用（^{りよう}受給）するにあたり^{ふくしじむしょ}福祉事務所から^{しよぶん}処分の^{しどう}指導を^{おこな}行います。ただし、
^{しょうがいしゃ}障害者の^{つうきん}通勤や^{つういん}通院のために、^た他の^{こうつうきかん}交通機関の利用が^{りよう}困難な場合など^{ばあい}保有を
^{みと}認められることがあります。また、^{おおむ}概ね^{げつ}6カ月以内に^{じりつ}自立が見込める場合、^{しよぶん}処分
^{しどう}指導の^{ほりゅう}保留が^{みと}認められることがあります。

^{い か にりん}125 c c 以下の二輪は、^{しよぶん か ち およ おも}その^{し と}処分価値及び^{かくにん}主な用途を確認したうえで、^{じばい}自賠
^{せき}責・^{にんいほけん}任意保険の^{かにゅう}加入や^{いじひ}維持費の^{ねんしゅつ}捻出ができることなどの^{ようけん}要件を^{みた}満たすものに
ついては、^{ほりゅう}保有が^{みと}認められる場合があります。



Q ^{せいめいほけん} 生命保険はどうなりますか？

A ^{げんそく} 原則として^{かいやく}解約し、^{へんれいきん}返戻金を^{せいかつひ}生活費に^あ充てることになります。

^{かいやくへんれいきん}解約返戻金が^{しょうがく}少額で、かつ、^{ほけんりょうがく}保険料額も^{しょうがく}少額な場合に限り、^{ばあい}保有を^{かぎ}認め^{ほゆう}られることがあります。

Q ^{じゅうたく} 住宅ローンがあっても^{せいかつ ほ ご りょう}生活保護を利用（^{じゅきゅう}受給）できる？

A ^{げんそく} 原則できません。

^{ほ ご ひ}保護費で^{じゅうたく}住宅ローンを^{へんさい}返済することは^{せいかつ ほ ご}生活保護の趣旨に^{しゅし}反するので、^{はん}原則として^{りょう}利用（^{じゅきゅう}受給）することができませんが、^{しはら}ローン支払いの^く繰り延べが^の行われ^{おこな}ている場合、又は、^{ばあい}ローン返済期間も^{また}短期間であり、かつ、^{へんさいきかん}ローン支払額も^{たんきかん}少額である場合、^{しはらいがく}利用（^{しょうがく}受給）できることもあります。

また、^{じゅうたく}住宅ローンが^{しはら}支払えず、^{いえ}家を手放さざるを得なくなった場合でも^え生活^{ばあい}保護を利用（^{せいかつ}受給）することができますので、^{ふくしじむしょ}福祉事務所に^{そうだん}相談してください。

Q ^{しゃっきん} 借金があっても^{せいかつ ほ ご りょう}生活保護を利用（^{じゅきゅう}受給）できる？

A ^{りょう}利用（^{じゅきゅう}受給）できますが、^{しゃっきん}借金は^{へんさい}返済できません。

^{げんそく}原則として^{せいかつ ほ ご}生活保護を利用（^{りょう}受給）しながら^{じゅきゅう}借金を^{しゃっきん}返済することは^{へんさい}できません。^{しゃっきん}借金については、^{ほうりつか}法律家などに^{そうだん}相談し、^{さいむせいり}債務整理をするようにしましう。

メモがき



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

《^と問^あい^さわ^きせ^き先》

かいなんしふくしじむしょ しゃかいふくしか しゃかいふくしかかり
海南市福祉事務所（社会福祉課 社会福祉係）

かいなんしみなみあかさか ばんち
〒642-8501 海南市南 赤 坂 11番地

ちよくつう
☎ 073-483-8432（直 通）